

## 戸田市役所本庁舎自動証明写真機設置事業者公募要領

### 1 趣旨

本件は、戸田市役所本庁舎内に自動証明写真機を設置することで、マイナンバーカード申請希望者に対し簡易な手段を提供するとともに、窓口混雑の緩和及び市民サービスの向上に寄与することを目的とし、同写真機を設置する事業者を公募するものです。戸田市が実施する自動証明写真機設置事業者（以下「設置事業者」という）の公募に参加される方は、この公募要領をよく読み、次の各事項を承知された上でお申し込みください。

### 2 募集内容

#### (1) 形態

本件は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付（賃貸借契約）です。

#### (2) 設置機器

自動証明写真機 1台

（別紙1）仕様書をご参照ください。

#### (3) 貸付場所及び貸付面積

施設名称及び所在地	貸付面積及び高さ（幅×奥行）
戸田市役所本庁舎 2階ロビー 戸田市上戸田 1 - 18 - 1 （別紙3）自動証明写真機設置場所案内図を参照 貸付期間中に2階ロビー内で移設が必要になる場合がある。	2.72㎡以内 （1.7m×1.6m） 高さは2.2mを上限とする。

#### (4) 貸付期間

令和8年8月1日（土）から令和11年7月31日（火）まで（更新なし）

#### (5) 費用負担

##### 賃借料

設置事業者の売上料（消費税相当額及び地方消費税含む）に、賃借料等提案書によりご提案いただいた率を乗じたもの（1円未満の端数は切り捨て）を賃借料とします。

##### 電気料

電気料機器用の積算電力計（子メーター）を設置していただき、市が発行する納入通知書により納入してください。

機器設置・維持管理・撤去費用・その他費用機器の設置（設置に係る電源工事を含む）、維持管理（メンテナンス）、貸付期間終了後の原状復旧費用、その他機器の運営に際して発生した費用は設置事業者の負担となります。

また、貸付期間中に2階口ビー内で移設が必要になった場合の移設費用は事業者の負担となります。

遅延金納期限までに賃借料の支払いがないときは、遅延金として戸田市が一定の基準により計算した額をお支払いいただきます。

### 3 参加資格・応募方法

#### (1) 参加資格

次の資格をすべて満たす法人又は個人に限り本件に参加することができます。地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。

過去2年間において、自動証明写真機設置運営事業の実績を有していること。

公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

民事再生法（平成11年法律第255条）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の事業者でないこと。

戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき、現に入札参加停止措置を受けていないこと。

良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力及び能力・資格を有する者であり、貸付開始日に機器を設置できる者であること。

#### (2) 応募方法

応募申込書配布期間

【配布期間】令和8年5月15日（金）から令和8年6月3日（水）まで

【入手方法】市民課のホームページからダウンロード  
掲載ページのURL

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/191/simin-syasinkikoubo.html>

応募期間及び書類提出先

【提出方法】持参又は郵送

【応募期間】令和8年5月15日（金）から令和8年6月3日（水）まで  
8時30分から17時まで（12～13時及び土日祝日は除く）  
郵送の場合は、6月3日（水）17時必着とする。

【提出先】 戸田市 市民生活部 市民課（戸田市役所 本庁舎2階）  
住所：〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1  
電話：048-441-1800（内694）

提出書類

別表第1（4頁）のとおり

### 4 設置事業者の決定

設置事業者の決定手順については、次のとおりとします。

(1) 資格審査

提出書類をもとに応募者の資格等について審査を行い、要件を満たしている応募者を対象として賃借料等提案書の比較を行います。

(2) 賃借料等提案書の比較

賃借料等提案書を比較した結果、最高率を提示した応募者を設置事業者とします。ただし、同率の賃借料を提案した応募者が2者以上あるときは、くじ引きによって設置事業者を定めます。なお、くじ引きは別途連絡した上で実施いたします。

賃借料等提案書の比較結果については、全ての応募者に電子メールにて通知します。

(3) 賃借料等提案書の無効

次の各号に該当する賃借料等提案書は無効とします。

参加資格のない者が提出したもの

同一人が提出した2通以上のもの

明らかに不正行為によって提出されたと認められるもの

提案金額が訂正されたもの

提案金額その他記載事項が明らかでなく必要事項を記載しないもの

所定の記載事項以外の事項が記載されたもの

前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出したもの

(4) 契約の締結

契約書は、(別紙2)契約書(案)のとおりとし、賃借料等提案書の比較後、設置事業者となった者は速やかに契約を締結するものとします。

なお、本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号による貸付であり、契約は借地借家法第38条の規定に基づく賃貸借契約とします。

5 本件に関する質疑事項

(1) 質問方法

この公募に関する質疑は次のとおり行うものとします。

【提出書類】(第3号様式)公募質問書

【受付期間】令和8年5月15日(金)から令和8年5月27日(水)まで

【提出方法】電子メールとし、件名を次のとおりにしてください。

件名:「【企業名】自動証明写真機設置に関する質問について」

【提出先】戸田市 市民生活部 市民課 市民担当

メールアドレス simin@city.toda.saitama.jp

(2) 回答方法

質疑に対する回答は、質問受付日の2日後(土日祝日を除く)までに、質問者名等を伏せて戸田市ホームページに掲載します。

掲載ページのURL

<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/191/simin-syasinkikoubo.html>

## 提出書類一覧

	提出書類
1	(第1号様式) 応募申込書
2	(第2号様式) 賃借料等提案書 提案内容記載の事実が確認できる関係書類、カタログ(設置 予定機器)を添付
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
4	印鑑登録証明書
5	納税証明書 全ての国税: 法人は納税証明書その3の3 埼玉県内に事業所を有する法人は県(法人事業税、法人県民 税)の納税証明書 市内に事業所を有する法人は、市税全ての納税証明書
6	過去2年間における、自動証明写真機設置の実績を記載した書類 (契約相手方、写真機設置施設、契約期間を必ず記載)

各1部提出すること。

第1号・第2号様式については、必ず記名押印を行うこと。

3・4・5の各証明書は、発行日から3ヵ月以内の原本を提出すること。

応募から機器設置までのスケジュール、支払いについて

1 応募申し込み等

【応募申込書等配布期間及び応募期間】

令和8年5月15日（金）から令和8年6月3日（水）まで

【質問受付期間】

令和8年5月15日（金）から令和8年5月27日（水）まで

2 契約から設置工事まで

- ・ 契約者決定後、全ての応募者へ令和8年6月10日（水）までに電子メールで通知します。
- ・ 決定者と速やかに契約書を取り交わします。（令和8年6月中旬を予定）
- ・ 設置工事については、令和8年7月31日（金）の業務終了後に市と調整のうえ実施してください。

3 賃借料等の支払い回数、売上金等の報告

- ・ 賃借料 毎月
- ・ 電気料 毎月
- ・ 売上金の報告 毎月（翌月10日まで）

## 仕 様 書

- 1 件 名 戸田市役所本庁舎自動証明写真機設置事業者公募
- 2 設置場所 戸田市上戸田1-18-1（戸田市役所本庁舎2階ロビー）
- 3 設置範囲 幅1.7m×奥行1.6m、高さは2.2mを上限とする。
- 4 貸付期間 令和8年8月1日（土）から令和11年7月31日（火）まで
- 5 機器の仕様
  - (1) 大きさ  
設置範囲内の大きさであり、おおよそ幅1.6m×奥行1.5m、高さは2.2m程度とする。
  - (2) ユニバーサルデザイン  
外観色は周辺環境に配慮したものとし、文字の大きさや配色、操作位置の工夫など、多様な来庁者に配慮したものであること。また、車椅子の方が利用できるバリアフリー対応のものであること。
  - (3) 環境対策  
環境負荷軽減のため、省エネルギー機能を搭載した機種とする。
  - (4) 安全・防犯対策
    - ① 庁舎の躯体に負担がかからない方法で転倒防止対策を行い、据付面を確認したうえで安全設置すること。
    - ② 偽造通貨又は偽造紙幣の使用防止策が行われていること。
- 6 機器の機能
  - (1) 次の用途に対応する写真サイズ機能を備えているもの
    - ・ パスポート用
    - ・ 個人番号カード用
    - ・ 運転免許証用
    - ・ 障害者手帳用
    - ・ 履歴書用
  - (2) 言語表示  
日本語、英語、中国語を含む外国語に対応した機種とする。
  - (3) 撮影回数  
撮影画像を確認し、撮り直しが1回以上可能であること。
  - (4) 価格  
市場価格に準じ、適正な価格を設定すること。  
なお、価格を改定する場合には市と協議を行うこと。

(5) 使用可能貨幣

紙幣：1,000円

硬貨：500円、100円、50円、10円

新貨幣の導入に際しては、可能な限り速やかに対応すること。

(6) 領収書発行

領収証の発行機能を有していること。

(7) その他

- ・無線通信によるマイナンバーカードの直接申請に対応していること。
- ・マイナンバーカード直接申請機能の利用料を無料化できること。
- ・マイナンバーカード直接申請機能の月間及び年間件数を提供できること。

7 機器の維持管理

(1) 設置前

自動証明写真機の設置前には、事前に設置場所の確認を行い、設置、移設及び運営及び撤去に係る工事を行う際は、事前に市と協議のうえで実施すること。

(2) メンテナンス

設置事業者の責任において、商品の補充及び変更、売上金の回収、つり銭の補充並びに自動証明写真機及び設置場所周辺の清掃などを定期的を実施し、機器の状態を良好に維持することとともに、これらのことが緊急で生じた場合には、速やかに対応すること。

(3) 故障等の対応

機器が毀損、汚損又は滅失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、設置事業者が負担すること。また、利用者が故障等を連絡するために、機器には対応窓口（カスタマーセンター）の電話番号（フリーダイヤル）を記載すること。

8 その他

(1) 市が当該機器のマイナンバーカード直接申請機能を利用者へ無料で提供する事業に協力するものとする。また、その際に生じる費用については、市が負担するものとする。

(2) 自動証明写真機の設置・運営にあたり、故意又は過失により建物や備品等を破損した場合や、第三者へ損害を与えた場合は、すべて設置事業者がその責を負うものとする。

(3) 本仕様書に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項が生じた場合は、市と協議のうえで決定するものとする。

(4) 本仕様書の内容に関し、疑義が生じた場合は、市と協議のうえで決定するものとする。

## 市有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 戸田市（以下「甲」という。）と賃借人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

## （信義誠実等の義務）

第 1 条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

## （賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

財産名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
戸田市役所本庁舎	戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号	2 階ロビー	m <sup>2</sup> (〇m x 〇m)	1 台

## （指定用途等）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を直接、自動証明写真機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を前項の用途に供するに当たっては、別紙仕様書の条件及び遵守事項を遵守しなければならない。

## （賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までとする。

## （契約更新等）

第 5 条 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条、第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、賃貸借期間の延長も行われぬものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の 1 年前から 6 か月前までの期間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、賃貸借期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知 期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨の書面による通知を乙に

した場合、当該通知日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(賃借料)

第6条 賃借料は、乙の設置する自動証明写真機の売上料(消費税相当額及び地方消費税を含む)に〇〇%を乗じた額(1円未満の端数は切り捨て)とする。

(賃借料の支払)

第7条 乙は、前条に規定する賃借料を、甲の発行する納入通知書により、指定する日までに支払わなければならない。

(売上料等の報告)

第8条 乙は、自動証明写真機の利用者数、売上料及び賃借料を、毎月末日までにとりまとめ、翌月の10日までに売上料等報告書を甲に提出しなければならない。

(電気料)

第9条 設置する自動証明写真機に係る電気料相当額については、乙の負担とする。

(電気料の支払)

第10条 乙は、甲の発行する納入通知書により、電気料相当額を第7条に規定する賃借料と同時に、毎月指定する日までに甲へ支払わなければならない。

(違約金の徴収)

第11条 乙は、第7条及び第10条に定める期限までに賃借料及び電気料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃借料等の属する年度の4月1日における政府契約支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率で計算した額の違約金を、甲に別途支払うものとする。ただし、計算した違約金の額が100円未満であるときは、違約金を徴せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(費用負担)

第12条 自動証明写真機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第3項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、賃貸借物件に数量の不足その他の契約内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対し、賃借料の減免、履行の追完請求、解除若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第15条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第16条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第17条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第18条 甲は、設置された自動証明写真機、当該自動証明写真機で販売する商品若しくは当該自動証明写真機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

2 乙は、自動証明写真機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

(実地調査等)

第19条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 賃貸借期間以内においては、甲、乙共に本契約を解約できないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

4 第2項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

本契約に先立ち乙から提出された応募に関する各種提出書類(参加申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。

賃借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。

手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めるとき。

賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めるとき。

前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めるとき。

#### (賃貸借物件の返還)

第21条 賃貸借期間が終了したときは、乙は、直ちに賃貸借物件を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

#### (原状回復義務)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めるときは、この限りではない。

乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。

前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

#### (損害賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第20条第3項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

#### (有益費等の請求権の放棄)

第24条 賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

#### (契約の費用)

第25条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

#### (管轄裁判所)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第27条 本契約に関し疑義のあるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和8年 月 日

埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号  
甲 戸田市  
戸田市長 菅原文仁 印

乙  
印

# 自動証明写真機設置場所案内図

【2階】※一部を表示

